

徳島県立東部防災館
管理運営業務要求水準書

令和4年10月

徳島県危機管理環境部
とくしまゼロ作戦課 事前復興室

目 次

1	東部防災館の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	1
	(1)利用できる日	1
	(2)利用できる時間	2
	(3)利用の許可等	2
3	管理運営体制	2
4	業務の再委託の制限	2
5	法令等の遵守	2
6	モニタリングの実施	3
	(1)事業報告書等	3
	(2)セルフモニタリング	3
	(3)実地調査	3
7	情報管理	3
	(1)業務の実施を通じて知り得た情報	3
	(2)個人情報	3
8	情報公開	4
9	規程の制定	4
10	危機管理対応	4
11	施設の目的外使用許可	4
12	各種保険	4
	(1)火災保険	4
	(2)施設賠償責任保険	5
13	指定管理料及び経理等	5
	(1)指定管理料の額	5
	(2)指定管理料の支払い	6
	(3)帳簿及び会計証拠書類	6
14	原状回復義務	6
	(1)指定期間の満了等による場合	6
	(2)毀損滅失した場合	6
15	備品の管理	6
16	業務の内容	6
	(1)施設の運營業務	6
	(2)施設及び設備の維持管理業務	10
	(3)施設警備業務	11
	(4)利用の許可に関する業務	11
	(5)使用料の徴収に関する業務	11
	(6)その他管理に関し必要な業務	12
17	県と指定管理者の役割分担	12

18	業務不履行時の手続き	12
19	協議	13

徳島県立東部防災館（以下「東部防災館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 東部防災館の管理運営に関する基本的な考え方

東部防災館の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 関係法令及び条例等（以下「法令等」という。）の規定を遵守すること。
- (2) 東部防災館が広く一般に利用に供されることに鑑み、運営にあたっては利用者の安全管理を徹底すること。
- (3) 東部防災館が、広域的な物資の輸送拠点としての活用を図り、もって県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与することを目的として設置されたことを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- (4) 東部防災館の設置の目的を達成するため必要な事業を実施すること。
- (5) 効率的な管理運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- (7) 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- (8) 個人情報の保護を徹底すること。
- (9) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (10) 近隣住民、関係機関、近隣の施設との良好な関係を維持すること。

2 管理の基準

(1) 利用できる日

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、次に掲げる休館日を除いた期間とする。

- ① 毎月第4水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- ② 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に利用できる日を変更もしくは休館日を定めることができる。
また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために利用できる日を拡大することができる。（この場合はあらかじめ条例の改正を要する。）

(2) 利用できる時間

条例第6条の規定に基づき、東部防災館については、午前9時から午後10時までとする。
ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に利用できる時間を変更することができる。

また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために利用できる時間を拡大することができる。(この場合はあらかじめ条例の改正を要する。)

(3) 利用の許可等

指定管理者は、東部防災館の利用者に対し、利用の許可を行う。許可に際しては、平等かつ公平な利用の確保に充分留意すること。

指定管理者は、条例第8条の各号に該当するときは、利用の許可をしないものとする。

指定管理者は、条例第9条の各号に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

指定管理者は、条例第10条の各号に該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

3 管理運営体制

指定管理者は、管理運営業務を適正に実施するために、次に掲げる項目に留意し、適正な職員を配置するとともに、運営に支障がないように職員の勤務形態を定めること。

- (1) 総括責任者を専任配置すること。
- (2) 東部防災館の設置目的を達成するために必要な専門知識を有する者及び施設を適切に維持管理する者を配置すること。
- (3) 防火管理者、危険物取扱者、電気主任技術者など、法で定める有資格者を置くこと。
- (4) 各種業務の責任体制を確立すること。
- (5) 職員に対し適宜研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

4 業務の再委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行にあたり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

- (1) 地方自治法
- (2) 労働基準法をはじめ労働関係法令
- (3) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (4) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (5) 徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例
- (6) 徳島県立東部防災館管理規則

- (7) 徳島県個人情報保護条例
- (8) 徳島県情報公開条例
- (9) 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (10) その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う管理運営業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、事業報告書等を提出させるとともに実地調査等を実施する。

また、指定管理者は、施設の効果的かつ効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、セルフモニタリングを実施するとともに、定期的に報告すること。

様式等詳細については協定書において定める。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後30日以内に、本件施設の管理運営業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施し、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

また、モニタリング結果に応じて可能な事項については、業務に反映すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期するため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例に基づき罰則が適用される場合がある。

必要な措置の詳細については、基本協定書において定める。

8 情報公開

指定管理者は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2第1項の規定に基づき、当該施設の管理運営に関する部分について、県民からの情報公開請求に対応できるよう情報公開に関する規程等を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができる。

ただし、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

なお、これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

(1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ危機管理対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、定期的に訓練を実施し、職員を指導すること。

(2) 指定管理者は、設備に応じた日常点検、定期点検を実施するとともに、異常が確認された場合は、速やかに施設の利用を中止しなければならない。

(3) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。

ウ 施設の利用を中止する必要があるとき。

エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

11 施設の目的外使用許可

自動販売機や飲食スペースの設置等、施設の目的外使用許可については、県が行う。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に管理すること。また、実施に要する経費（当該業務を行う範囲に係る面積分の使用料（概算使用料27,000円/㎡・年）、光熱水費等を含む。）は指定管理者が負担するものとします。

12 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

ア 管理運営の瑕疵に係る賠償責任保険

(ア) 指定管理者が加入すること。

(イ) 補償額については、下記以上の保険に加入すること。

1名あたり限度額1億円

1事故あたり限度額10億円

イ 施設の瑕疵に係る賠償責任保険

(ア) 県が加入する。

1.3 指定管理料及び経理等

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書(様式10-5-①)における「管理運営費用」と「事業に係る費用」を合計した額から「施設運営収入」を控除した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

なお、収支計画書における施設運営収入と実際の施設運営収入とに差が生じても、指定管理料の変更はしない。

$$\text{①指定管理料} = \text{②管理運営費用} + \text{③事業に係る費用} - \text{施設運営収入}$$

$$\begin{aligned} \text{(施設運営収入)} &= \text{④利用料金収入} + \text{⑤自主事業収入(目的内)} \\ &\quad + \text{⑥自主事業収入(目的外)} \end{aligned}$$

①指定管理料

②管理運営費用

指定管理者が行わなければならない施設の維持管理・運營業務に伴う人件費、修繕費、光熱水費等の経費

③事業に係る費用

指定管理者が施設を利用して行う業務(16(1)のウ～キ)の実施等に係る経費

④利用料金収入

県が条例で定めた施設の利用料金による収入

※施設の利用料金は、条例で定めた基準額を超えない範囲内で、知事の承認を得て指定管理者が決定又は変更可能(「参考資料②諸室一覧と想定される事業及び条例で定めた利用料金」参照のこと)

⑤自主事業収入(目的内)

県が要求水準書で指定管理者に実施を求めた業務(16(1)のエ～カの自主事業(目的内))により得られる利用料、参加料等

⑥自主事業収入(目的外)

指定管理者が当施設を利用して行う事業(自主事業(目的外))により得られる収入

(2) 指定管理料の支払い

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき、県が支払う。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規程を策定のうえ、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は10年間保管すること。

1.4 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1.5 県有備品等の管理

(1) 県は、参考資料④「備品等一覧表（予定）」に記載する備品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。ただし、1件20万円未満の県有備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施することとし、当該備品は県に帰属するものとする。

なお、1件10万円を超える県有備品の更新については、原則2者以上より見積書を徴収し、業者を決定するものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと。

(3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達することとし、当該備品は県に帰属するものとする。

(4) 指定管理者は、任意に県有備品以外の備品を自らの負担において調達し、本業務実施のために供することができることとし、当該備品は指定管理者に帰属するものとする。

(5) 指定管理者は、業務実施のため東部防災館内に自ら整備した施設や備品について、自己の責任により管理、補修、更新等を行うこと。

1.6 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、参考資料①～③を参照のこと。

(1) 施設の運營業務

ア 一般事項

- (ア) 業務の適正な履行のため、必要な職員を配置し、人員体制を確保すること。
- (イ) 職員の勤務形態は、東部防災館の運営に支障がないよう定めること。
- (ウ) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修並びに必要な知識、経験を積むことができる研修等を実施すること。

イ 受付案内業務（接客対応、電話対応、団体対応、苦情対応等）

利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。

ウ 災害対策に関する業務

(ア) 広域物資輸送拠点への転換

指定管理者は、大規模災害時、県の指示により施設を平時の利用形態から「広域物資輸送拠点施設」へ速やかに転換することとし、災害復旧活動のうち支援可能な業務等について、支援を行うこと。また、県との協議を踏まえ、転換計画及び県への協力・支援計画を作成すること。

なお、本業務に必要となる費用は、指定管理料を充てるものとする。また、特別の経費が生じた場合は、県との協議により、双方の負担額を決定することとする。

その他、必要な措置の詳細については、基本協定書において定める。

(イ) 研修会・学習会・展示等

東部防災館の設置目的や業務を踏まえて、利用者を対象とした防災に関する研修会・学習会・展示等を定期的実施すること。

(ウ) 緊急地震速報行動訓練

本施設に整備予定の全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用し、消防庁が実施する年2回（概ね6月と11月を予定）の緊急地震速報行動訓練に参加すること。また、施設利用者にも訓練への参加を呼びかけるよう努めること。

エ スポーツ・レクリエーション業務

県民の健康増進及び福祉の向上を目的とし、スポーツ・レクリエーションに関する次の（ア）～（カ）のサービスを提供する。

(ア) 施設及び備品の貸出

施設及び備品（以下「施設等」という。）の使用申込みに対し、貸出しを行う業務。

使用承認の対象となる施設及び想定しているスポーツ種別は、参考資料①、②を参照のこと。また、関連備品の貸出も含まれます。

(イ) 使用の受付調整

利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。なお、施設の利用にあたっては、受付窓口において利用者の事前登録を行う等、原則、会員制を採用することとする。

(ウ) 利用料金の徴収

施設及び備品施設等の利用料金は、指定管理者の収入として徴収することができる。

(エ) シャワー室及び更衣スペースを適切に管理運営すること。

(オ) スポーツ・レクリエーションに関する講座等の開催（自主事業（目的内））

指定管理者は、自らの責任及び費用において、施設の利用と県民サービスの向上を目的とした講座やイベント等を企画し、運営すること。

指定管理者は、施設を利用して行う本事業について、受講者又は参加者から受講料・参加料を徴収することができる。

指定管理者は、事業実施に当たり事前に県の承認を得ることとし、事業実施後は参加人数及び収支状況等を整理し、県に報告すること。

(カ) 近隣企業・グループへの福利厚生サービスの提供（自主事業（目的内））

指定管理者は、健康指導や施設利用特典の設定など、近隣企業・グループへの福利厚生サービスを提供することができる。

オ 体験プログラム業務（自主事業（目的内））

(ア) 指定管理者の提案により、施設を活用したカルチャー体験プログラムに関するワークショップ事業を実施すること（対象となる施設及び想定される事業内容は、参考資料①、②を参照のこと。）。
指定管理者は、施設を利用して行う本事業について、受講者又は参加者から受講料・参加料を徴収することができる。

指定管理者は、事業実施に当たり事前に県の承認を得ることとし、事業実施後は参加人数及び収支状況等を整理し、県に報告すること。

(イ) 指定管理者は、上記（ア）の事業を実施するにあたり、事前に県の許可を得て、施設の変更を行うことができる。

(ウ) 指定管理者が上記（ア）の事業を実施しない時間帯においては、施設を広く県民に貸し出すものとする（対象となる施設は、参考資料①、②を参照のこと。）。

カ 子育て支援業務（自主事業（目的内））

(ア) 指定管理者の提案により、施設を活用した小学生託児事業を実施すること（対象となる施設は、参考資料①、②を参照のこと。）。
指定管理者は、施設を利用して行う本事業について、受講者又は参加者から受講料・参加料を徴収することができる。

指定管理者は、事業実施に当たり事前に県の承認を得ることとし、事業実施後は参加人数及び収支状況等を整理し、県に報告すること。

(イ) 指定管理者は、上記（ア）の事業を実施するにあたり、事前に県の許可を得て、施設の変更を行うことができる。

(ウ) 事業実施にあたっては、「オ 体験プログラム業務」等との連携についても配慮すること。

※施設の改修について

「オ 体験プログラム業務」及び「カ 子育て支援業務」を実施する2、3階は、県による整備を実施しないので、県の承認を得た上で、実施予定の業務に合わせて指定管理者が自らの負担で改修を行うこと。なお、2階の調理室では体験プログラム業務で活用できる調理施設を整備すること。

※建築基準法に基づく用途の制限について

2階の「多目的室2」及び「体験交流スペース」については、不特定多数の者が集会等に利用する場合、「集会場」に該当するので、提供するサービスについては、不特定多数の利用者を対象とするものとならないよう、登録制度を設ける等、運営上の工夫をすること。

用 途	2階	3階
建築基準法 別表第1 (い) 欄 (1) の用途	× ^{*1}	× ^{*1, 2}
建築基準法 別表第1 (い) 欄 (2) (3) (4) (5) ^{*3} (6) の用途	○	× ^{*2}

- ※1 建築基準法施行令第23条（階段及びその踊場の幅）に適合しなくなるため
- ※2 建築基準法第27条（耐火規定）に適合しなくなるため
- ※3 その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の場合に限る

(参考)

	建築基準法 別表第1 (い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの

キ 利用促進業務

- (ア) 指定管理者は業務に関し、ホームページを開設するとともに、SNS等を活用した広報を実施すること。
- (イ) 指定管理者は、健康指導や施設利用特典の設定など、利用促進につながるサービスを提供すること。

ク 自主事業（目的外）

（ア）指定管理者は、アからキの業務を妨げない範囲に限り、自動販売機や厨房スペースの設置など施設利用者の利便性に資する施設を、県から事前に使用許可を受け設置し、運営することができる（概算使用料27,000円／㎡・年）。

（イ）ただし、事業に係る収支については、帳簿等を作成し明確に行うこと。

（2）施設及び設備の維持管理業務

ア 施設、設備の保守点検業務

施設・設備の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な日常点検、定期点検、法定点検、修繕等を実施するとともに、施設内の電気設備、機械設備及び防災設備等について、適切な維持管理計画を作成し、運転・監視、点検、保守、部品の更新等を実施し、常に良好な状態を維持すること。

また、管理運営業務を適正に実施するため、適正な職員を配置すること。

（ア）管理運営業務の全体を総合的に把握し、業務の調整を行う総括責任者を配置すること。

（イ）防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。

（ウ）各業務の責任体制を確立すること。

なお、業務にあたっては、「参考資料③維持管理に関する業務基準表」を参照のこと。

イ 清掃業務

衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽快な利用が確保できるよう、日常清掃、定期清掃等の実施計画を作成し、履行すること。

ウ 植栽・外構維持管理業務

外構の美観を保つとともに、植栽を良好な状態に保つこと。

エ 駐車場保守管理業務

駐車場内及び敷地内の車路において利用者が安全かつ快適に利用できるように点検・保守を実施するとともに、必要に応じて駐車場整理人等を配置すること。

オ 修繕・更新業務

業務が円滑に遂行されるよう、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等を実施するとともに必要に応じて更新を行うこと。

（ア）不可抗力及び点検等により施設の異常が明らかになった場合は、速やかに県へ報告し、協議するとともに緊急修繕を行うこと。

（イ）修繕について、1件につき60万円未満の修繕は指定管理者が行い、1件につき60万円以上の場合は県が行う。

（ウ）当業務に係る費用については、15の備品管理業務と合わせて年間400万円を運営経費にあらかじめ確保するとともに、残額については、年度終了時に精算するものとする。

（エ）当業務に要した費用については、毎月の月次報告時に執行状況を報告すること。

(オ) 緊急修繕に要する費用が予定額を上回ると見積もられる場合には、県に報告し、対応を協議すること。

カ 県防災行政無線、全国瞬時警報システムの管理

本件施設に整備予定の県防災行政無線、衛星携帯電話及び全国瞬時警報システム（Jアラート）について、運営管理（県が実施する訓練及び試験通信への対応を含む。）を行うこと。

キ 公衆無線LAN施設等その他通信設備の管理

本件施設に整備予定の公衆無線LAN施設（Tokushima Free Wi-Fi）等を正常に保持し、適正な利用に供するよう点検及び修繕を行うこと。

（３）施設警備業務

ア 一般警備

施設の秩序及び規律を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ること。

イ 機械警備

各種警報装置を設置し、盗難及び火災事案発生時の被害の拡大防止を図るものとする。機械警備実施に必要な警報装置等は、指定管理者の負担により設置するものとする。また、警報装置が正常に動作するよう指定管理者の責任において適宜点検を実施するものとする。

（ア）侵入監視

1階開口部（扉、窓）及び屋上開口部（扉）に、開閉を感知するセンサーを設置し、事務所等内部に関しては、不審者の侵入を空間で感知するセンサーを設置すること。

2階及び3階に関しては、扉及び窓に開閉を感知するセンサーを設置し、各執務室には不審者の侵入を空間で感知するセンサーを設置すること。

（イ）火災監視

自動火災報知設備の接点に接続し、全館の火災異常を監視すること。

（４）利用の許可に関する業務

ア 条例第7条の規定に基づき、利用の許可をすること。

イ 条例第8条の規定に基づき、利用の許可を拒否すること。

ウ 条例第9条の規定に基づき、利用の許可を取り消し又は利用の中止を命ずること。

（５）利用料の徴収に関する業務

ア 条例第12条の規定に基づき、利用料金を自らの収入として收受すること。

イ 条例第12条の規定に基づき、利用料金の額について、条例別表に掲げる基準額を超えない範囲内で、知事の承認を得て決定又は変更すること。なお、この場合、一定の期間を設け、適切な周知に努めること。

ウ 条例第12条の規定に基づき、利用料金の減免基準について、知事の承認を得て決定又は変更すること。なお、この場合、一定の期間を設け、適切な周知に努めること。

(6) その他管理に関し必要な業務

- ア 利用における予約管理については、インターネットを活用した「予約システムの構築」あるいは「徳島県公共施設予約システム（パソコンや携帯電話からインターネットを通じて、県の施設の予約確認等が行えるシステム）」を利用するなど、利用者の利便性を図ること。
- イ スポーツ・レクリエーション事業や小学生託児事業の実施にあたっては、近隣の交通会社と連携したマイクロバスの運行など、子どもの利便性を図ること。

17 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	県
①	施設の貸出に関すること	○	
②	施設及び設備の維持管理（清掃等を含む）	○	
③	業務（その他業務含む）の企画、運営	○	
④	敷地内の環境保全	○	
⑤	安全衛生管理	○	
⑥	物品の保管・管理	○	
⑦	機械設備の保守点検	○	
⑧	県有備品の更新（1件20万円未満）	○	△*
⑨	県有備品の更新（1件20万円以上）		○
⑩	施設及び設備の修繕（1件60万円未満）	○	△*
⑪	施設及び設備の修繕（1件60万円以上）		○
⑫	事故、火災等による施設の損傷（事案による）	○	
⑬	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		○
⑭	施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任	○	
⑮	火災共済保険加入		○
⑯	損害賠償保険加入	○	
⑰	包括的な管理責任		○

(※) 指定管理者が行う更新修繕に係る費用（累計）の上限は、年間あたり400万円とする。

18 業務不履行時の手続き

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県はモニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県は改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。

違約金の設定については、「徳島県立東部防災館管理運営に関する基本協定書（案）」の別紙3「業務不履行時の手続き」を参照すること。

(5) 県は(1)から(4)を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

19 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

以上

参考資料① 施設配置図

参考資料② 諸室一覧と想定される事業及び条例で定めた利用料金

参考資料③ 施設等の維持管理に関する業務基準表

参考資料④ 備品等一覧表(予定)